

南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第3期）

（計画期間：令和7年度～令和11年度）

令和7年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨..... 1
- 2 計画の位置付け..... 1
- 3 計画期間..... 1

第2章 こども・子育て支援の現状と課題

- 1 こども・子育て支援の現状と課題..... 2

第3章 こども・子育て支援の基本的な考え方

- 1 施策の基本的な考え方..... 4

第4章 計画の内容

- 1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策..... 5
 - (1) 1号認定（3歳以上で教育を受けさせたいもの）..... 5
 - (2) 2号認定（3歳以上で保育を受けさせたいもの）..... 5
 - (3) 3号認定（3歳未満で保育を受けさせたいもの）（0歳）..... 6
 - 3号認定（3歳未満で保育を受けさせたいもの）（1・2歳）..... 7
 - (4) 保育施設及び保育士等の確保..... 7
- 2 教育・保育の一体的提供の推進..... 8
- 3 地域子ども・子育て支援事業..... 8
 - (1) 利用者支援事業..... 8
 - (2) 延長保育事業（長時間保育）..... 9
 - (3) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業..... 10
 - (4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）..... 10
 - (5) 子育て短期支援事業..... 12
 - (6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）..... 12
 - (7) ① 養育支援訪問事業..... 13
 - ② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
 （その他要保護児童等の支援に資する事業）..... 13
 - (8) 地域子育て支援拠点事業（すくすくはうす）..... 14
 - (9) 一時預かり事業..... 15
 - (10) 病児保育事業（病児・病後児保育）..... 16

(11) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	17
(12) 妊婦健康診査.....	19
(13) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）	20
(14) 産後ケア事業.....	20

第5章 子育てを支援する生活環境の整備

こどもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

5-1 こども館.....	21
5-2 保育園.....	21
5-3 公園整備.....	22

第6章 計画の推進体制

1 施策の基本的な考え方.....	24
2 計画の達成状況の点検・評価.....	24

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

子ども・子育て支援法第60条において、市町村は国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針」）を踏まえ、平成27年に南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定しました。

村はこの計画に基づき、村の子どもを取り巻く現状と今後の方向性を明確にし、「子どもにとっての最善の利益」の実現並びに子ども・子育て支援施策を通して誰もが「住み続けたい」と思える魅力あるむらづくりの推進ができるよう、令和2年には「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定し事業を進めてきました。（計画期間：令和2年度～令和6年度）

この第2期計画の進捗状況等を踏まえ、効果的かつ総合的に進められるよう「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第3期）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる法定計画であり、同法第60条の教育・保育を提供する体制の確保並びに子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保するための基本指針を踏まえています。

本村の最上位計画である南箕輪村総合計画をはじめ、南箕輪村地域福祉計画等、関連する諸計画との整合を図ります。

3 計画の期間

本計画は令和7年4月から令和12年3月までとしますが、令和7年度に策定を予定している「南箕輪村こども計画」に本計画を包含し、内容を継承及びその時の施策等に応じた計画となるよう再度検討の上、策定します。

第2章 こども・子育て支援の現状と課題

1 こども・子育て支援の現状と課題

(1) 切れ目のない子育て支援

こどもの健やかな成長と、安心して子育てができることの実現のため、令和6年度に「南箕輪村こども家庭センター」を設置しました。こども家庭センターでは、関係機関と連携しながら「南箕輪村版ネウボラ」として、母親の妊娠期からこどもが18歳（高校卒業年齢相当）になるまでの子育て期の切れ目のない支援をしていきます。

こどもを持つ家庭に寄り添い、必要に応じて関係機関につなぐことにより、妊娠・出産や子育ての不安などの相談・支援や、児童虐待の予防に取り組みます。

しかしながら、支援の内容は多岐にわたり、複雑な問題がからんでいるケースも多いため、広い視野と知識を持つ人材の確保が必要となっています。

(2) 多様化する保育ニーズ：3歳未満児保育の増加

令和2年度に746人であった園児数は、令和6年度には689人と57人、率にして約8.5%減少しています。3歳以上児は減少していますが、3歳未満児の入園児童が多くなっており、入園率は5.0%以上増加しています。

3歳未満児人口の約55%が入園している状況ですが、昨今の経済情勢等により、今後も3歳未満児の入園希望は高い状態が続くことが見込まれます。

村では、未満児の増加に対応するため、施設の増築、保育士の増員等で対応してきましたが、未満児の保育については、一人の保育士で受け持つことができる園児の人数が少ないこともあり、継続した保育士の確保が必要になっています。

園児数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数	746	710	695	692	689

各年度3月1日現在 ※令和6年度は2月1日現在

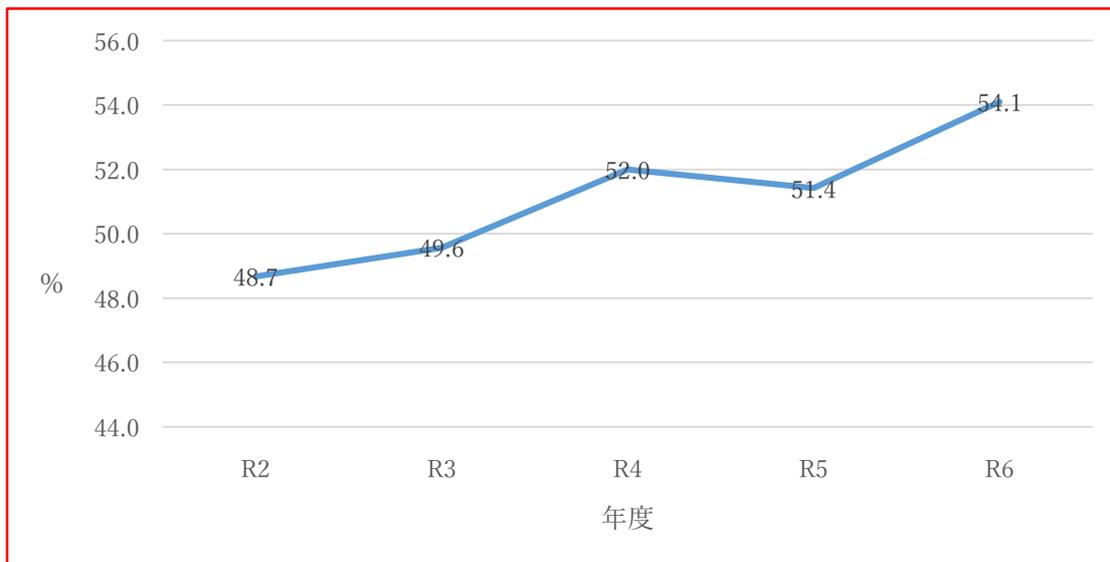
3歳未満児数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数	220	226	235	236	231

各年度3月1日現在 ※令和6年度は2月1日現在

3歳未満児入園率の推移



(3) 障がい・疾病等の早期発見早期支援

こどもの心身の発育・発達を観察し、障がい及び疾病の早期発見のため、乳幼児健診や相談においては言語聴覚士、公認心理師・臨床心理士、作業療法士といった専門職も対応できる体制をとり、あそびの教室「どんどこ広場」にも取り組んでいます。保育園では必要に応じて支援保育士を配置するとともに、巡回相談、教育相談員による相談といった支援体制をとっています。療育施設「たけのこ園」では児童発達支援事業所として親子通園、併行通園に取り組んでいます。村単独の事業としての保育園児SST（にじいろくらぶ）やことばの教室（ことばのへや）にも取り組んでいます。

また、医療的ケアが必要なこどもが、必要な保育及び教育を受けることができるよう、療育施設「たけのこ園」や、保育園、小・中学校において、こどもの医療的ケアに対応するための看護師を継続して確保する必要があります。

たけのこ園利用者数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
単独通園	13	11	16	14	5
併行通園	15	15	21	26	23

各年度3月1日現在 ※令和6年度は2月1日現在

第3章 こども・子育て支援の基本的な考え方

1 施策の基本的な考え方

村では、こどもの健全育成、保護者への生活支援、社会全体による支援を基本的な視点として子育て支援を推進してきました。今後もこの3点を基本とし、南箕輪村次世代育成支援行動計画の理念を引き継ぎ、基本的考え方を「子どもがのびやかに育つ村」として各施策を推進していきます。

(1) こどもの健全育成の視点

こどもの幸せを第一に考え、全てのこどもの利益が公平に最大限尊重されるように配慮した支援施策を推進します。

(2) 保護者への生活支援の視点

核家族化や少子化等の社会環境の変化により、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る保護者のニーズも多様化しています。

これらのニーズに対応できるように、保護者の視点に立った柔軟かつ総合的な支援を推進します。

(3) 社会全体による支援の視点

全てのこどもが社会を構成する重要な一員として心身ともに健やかに成長するためには、家庭はもとより地域、企業、行政をはじめとした社会全体が様々な資源を活用し、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力によりこどもの健全育成に関わっていくことが必要です。また、子育てを行う上での男女の固定的な役割分担意識の解消とともに、全てのこどもや子育て家庭の支援にあたっては、質の高い多様なサービスの提供が求められています。このような対応をスムーズに行うためにも、社会全体で支援する視点で推進します。

第4章 計画の内容

1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。ただし、南箕輪村子ども計画策定時に改めて量の見込み、確保の方策の検証を行います。

(1) 1号認定（3歳以上で教育を受けさせたいもの）

量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11	13	15	15	15
確保の内容	11	13	15	15	15
特定教育・保育施設	11	13	15	15	15
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	15
過不足	0	0	0	0	0

※令和6年度2月現在の幼稚園等通園者 13名

(2) 2号認定（3歳以上で保育を受けさせたいもの）

入園実績

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
528	486	464	457	460

各年度3月1日現在 ※令和6年度は2月1日現在

量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	455	452	437	445	438
幼児期の学校教育の 利用希望が強い	2	1	1	1	1
上記以外	453	451	436	444	437
確保の内容	455	452	437	445	438
特定教育・保育施設	453	450	435	443	436
確認を受けない 保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	2	2	2	2	2
過不足	0	0	0	0	0

(3) 3号認定（3歳未満で保育を受けさせたいもの）

働く保護者の就労と保育を支援するため、3歳未満児保育を実施しています。

中部保育園・南部保育園・南原保育園で満8か月の翌月から、北部保育園・西部保育園は満1歳から保育を行っています。

① 0歳児

入園実績

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
36	46	50	52	36

各年度3月1日現在 ※令和6年度は2月1日現在

量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45	53	53	60	60
確保の内容	45	53	53	60	60
特定教育・保育施設	45	53	53	60	60
地域型保育	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

② 1・2歳児

入園実績

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
184	185	190	188	199

各年度3月1日現在 ※令和6年度は2月1日現在

量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	210	207	218	221	221
確保の内容	210	207	218	221	221
特定教育・保育施設	210	207	218	221	221
地域型保育	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

(4) 保育施設及び保育士等の確保

① 保育施設

施設の長寿命化計画に基づき、施設の維持管理を計画的に行っていきます。

令和6年度現在 園児定員数

単位：人

北部保育園	中部保育園	南部保育園	南原保育園	西部保育園	計
90	180	150	200	100	720

② 保育士等

令和7年2月現在、保育士・保育補助員や給食調理員等保育園全体で185名の職員がいます。3歳未満児の園児数の増加や支援が必要な園児が増えていることもあり、年々職員数が増加しています。

村では会計年度任用職員の待遇改善や各種研修等による資質の向上を図りながら、ハローワーク、県の保育士人材バンク、村のママの就業お仕事相談などを通じて保育士等の確保に努めます。

2 教育・保育の一体的提供の推進

○地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

3歳未満児の保育ニーズは今後も高い状況が続くことが予想され、保育が必要な児童を全員受け入れるためには、施設整備はもとより、新たに地域型保育事業も視野に入れた取り組みが必要になると考えられます。

3 地域子ども・子育て支援事業

○地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 利用者支援事業

【概要】

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

妊婦等包括相談支援事業（令和7年度から）

妊婦やその配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業

【現状】

こども課及びすくすくはうすにおいて子育てに関する相談に応じるとともに、子育て支援関連事業の情報提供を行っています。

【推進方策】

こども館をこども・子育て支援の拠点と位置付け、子育て関連事業の情報提供や相談・助言等を行うスタッフを配置し、利用者支援事業の展開を図ります。

令和6年4月から南箕輪村こども家庭センターを設置し、妊娠・出産に応じた相談体制を構築しました。

妊婦等包括相談支援事業は、保健師等が妊娠時から妊産婦等に寄り添い、面談を通じて出産・育児等に関する相談に応じ、必要な支援につなげます。

量の見込み及び確保方策【利用者支援事業】

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0

量の見込み及び確保方策【妊婦等包括相談支援事業】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	150	150	150	150	150
確保の内容	150	150	150	150	150
過不足	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業（長時間保育）

【概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業

【現状】

村内の5保育園全てで延長保育事業（長時間保育）を実施しています。

長時間保育利用者数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者	327	325	324	320	329

各年度3月1日現在 ※令和6年度は2月1日現在

通常の保育時間：午前8時30分から午後4時30分まで

長時間保育：午前7時30分から午前8時30分まで

午後4時30分から午後7時まで

（土曜日は午前11時30分から午後7時まで）

【推進方策】

保護者の就労状況に応じた保育認定を基に、ニーズに応じた保育を実施します。

量の見込み及び確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		317	321	319	328	325
確保の内容	人数	317	321	319	328	325
	施設数(園)	5	5	5	5	5
過不足		0	0	0	0	0

(3) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進及びその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

【現状】

幼児教育等のニーズはあっても村内には村立保育園のみで、その他の施設はなく、民間事業者等による開所の動きはない状況です。

【推進方策】

多様なニーズに対応できるよう、事業者等への情報提供や相談に努めるとともに、連携を図りながら必要な支援をしていきます。

(4) 放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）

【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に遊び等の活動や生活の場を提供し、支援員の支援のもと児童の健全育成を図ることを目的に運営しています。

平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中に実施します。

【現状】

村内3か所で開設し、南箕輪小学校放課後児童クラブをこども館内及び南箕輪小学校内、南部小学校放課後児童クラブを南部小学校内で運営しています。

また、放課後児童クラブの利用者は、令和2年度の155人から年々増加し、令和6年度では210人となっています。(表16)

<対象児童>

- ・村内の小学校に在籍する児童
- ・保護者が就労等により不在、または家庭状況により適切な保育（放課後支援）が受けられない児童
- ・保護者の傷病・出産・介護・看護・冠婚葬祭等やむをえない事由により、緊急かつ一時的に家庭での保育（子育て）が困難となる児童

<開設日・時間>

- ・授業日 下校時刻から午後7時まで
- ・授業日以外 午前8時から午後7時まで
（日曜・祝祭日・お盆・年末年始等を除く）

<負担金>

月額 5,000 円

（母子又は父子家庭 3,000 円、生活保護家庭及び準要保護家庭は無料）

一時的な場合は 1 回 800 円（生活保護家庭及び準要保護家庭は無料）

放課後児童クラブ利用状況（登録者数）（令和6年度は見込）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
南箕輪小	123	144	157	144	149
南部小	32	43	56	61	61
計	155	187	213	205	210

【推進方策】

児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう遊びや体験、生活の場を提供し、児童の健全な育成が図れるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施していきます。

また、配慮が必要な児童については、福祉所管部署と連携を深め、受け入れ体制の強化に努めていきます。

量の見込み及び確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		250	260	250	250	250
確保の内容	登録児童数	200	200	200	200	200
	一時利用	50	60	50	50	50
	施設数	2	2	2	2	2
過不足		0	0	0	0	0

(5) 子育て短期支援事業

【概要】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等適切な養育や保護を行うことができる施設へ委託し、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

【現状】

ショートステイ事業については、令和6年度は3箇所へ委託し、3人の利用がありました。引き続き利用者ニーズを把握し、必要な支援につなげていきます。

対象者：18歳未満の児童

家庭における養育を受けることが一時的に困難となった児童のうち
村長が必要と認めるもの

利用期間：保護者の状況等を勘案して、必要と認める期間

【推進方策】

民間事業者等が運営する施設を利用しニーズに対応するとともに、協力会員の発掘及び養成に努め、円滑な利用につなげます。

量の見込み及び確保方策【短期入所支援】

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		10	10	10	10	10
確保の内容	延べ人数	10	10	10	10	10
	施設数	3	3	3	3	3
過不足		0	0	0	0	0

(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

【現状】

母子保健法に基づき、3か月児健診前の家庭を保健師が訪問し、保健指導を行っています。

【推進方策】

母子保健法に基づく新生児訪問と連携した取組みを進めます。

量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	150	150	150	150	150
実施予定	150	150	150	150	150
過不足	0	0	0	0	0

(7) ① 養育支援訪問事業**【概 要】**

乳児全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談支援等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

【現 状】

母子保健係とこども相談室が連携し、要支援家庭の相談に応じて相談支援を行っています。

【推進方策】

こども相談室にスタッフを配置する等、関係機関と連携が取れるよう推進していきます。

量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
実施予定	5	5	5	5	5
過不足	0	0	0	0	0

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童の支援に資する事業)

【概 要】

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性の向上と、ネットワーク機関間の確かな連携を図る取組みを実施する事業

【現 状】

要保護児童対策地域協議会の事務局であるこども相談室を中心に要保護児童等に対する関係機関の間でネットワークを構築しています。

【推進方策】

引き続き、個人情報保護・秘密保持等に配慮しながら関係機関との更なるネットワーク構築や職員・関係機関の専門性の向上を図ります。

(8) 地域子育て支援拠点事業（すくすくはうす）

【概 要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・支援、情報の提供、その他の援助を行う事業

【現 状】

村民交流支援センター（通称：すくすくはうす）において、保育士の資格を持つ子育てアドバイザーが常駐し、子育てについての相談・支援事業を行っています。

また、緊急の場合のお子さんの一時預かりも行っています。

すくすくはうす利用状況（児童数）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	2,255	2,137	3,410	4,469	3,165

令和6年度は1月末

【推進方策】

子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できる施設とし、子育てに対する不安の解消や負担感の軽減、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

量の見込み及び確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
確保の内容	延べ人数	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
	施設数	1	1	1	1	1
過不足		0	0	0	0	0

(9) 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点施設その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

【現状】

保護者の冠婚葬祭や疾病等、やむを得ない事情により家庭で児童を保育できないときに村内5保育園及びすくすくはうすで一時的に保育を行っています。

対象児童：村に居住する認定こども園、幼稚園、保育園に通園していない児童

保育園：概ね1歳以上

すくすくはうす：概ね3か月以上

実施日：通常の保育が行われている日及びすくすくはうす開所日

時間：保育園：午前8時30分から午後4時30分まで

すくすくはうす：午前9時から午後4時まで

料金：1時間400円

ただし、すくすくはうすは4時間までの利用者を対象としています。

一時的保育利用者数（児童数）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育園	13	9	19	19	24
すくすくはうす	41	46	152	288	112

令和6年度は1月末

【推進方策】

多様なニーズに応じることができるよう、地域における子育て支援活動との連携を図ります。

① 保育園での一時預かり（預かり保育）

量の見込み及び確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ）		40	40	40	40	40
	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定	40	40	40	40	40
確保の内容	延べ人数	40	40	40	40	40
	施設数	5	5	5	5	5
過不足		0	0	0	0	0

② 保育園以外での一時預かり

量の見込み及び確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		300	100	300	300	300
確保の内容		300	102	300	300	300
一時預かり	延べ人数	300	300	300	300	300
	施設数	1	1	1	1	1
過不足		0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育）

【概要】

病児について、病院・保育園等に付託された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業

【現状】

病気治療中又は回復期にある児童を一時的に預かる「病児・病後児保育」を実施しています。

場 所：療育施設 いちごハウス 上伊那生協病院（箕輪町）
療育施設 あるぶす 伊那中央病院敷地内（伊那市）

対象児童：村内在住の1歳から小学6年生までの児童

利用時間：月曜日から金曜日

午前8時から午後6時まで（祝日、年末年始、お盆を除く）

利用料金：1人1日3,000円（4時間までは1,500円）

村保育園園児、生活保護世帯は無料

食事・おやつは実費負担（食事：250円 おやつ：50円）

病児・病後児保育利用者（延べ人数）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
いちごハウス	53	133	108	148	110
あるぶす	9	18	7	78	50

令和6年度は1月末

【推進方策】

病児・病後児保育については、年々利用者が増えており、今後も多くの児童の利用が見込まれます。「いちごハウス」・「あるぶす」と連携を取り、両施設の利用調整をしながら対応していきます。

量の見込み及び確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ）		230	230	230	230	230
確保の内容	延べ人数	230	230	230	230	230
	施設数	2	2	2	2	2
過不足		0	0	0	0	0

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【概要】

ファミリー・サポート・センター事業は、こどもの預かり等の支援を受けたい方（依頼会員）と支援を行いたい方（協力会員）との相互支援活動により、地域で子育て家庭の育児を支援する事業です。

【現状】

「子育てを支援してほしい人（依頼会員）」と「子育てを支援したい人（協力会員）」を会員として、依頼会員と協力会員の相互支援活動に関する連絡・調整を行っています。

平成30年度からは、伊那地域定住自立圏の枠組で研修会を行い、他市町村からも協力員を募集しました。

利用時間：午前7時から午後7時まで（月曜日～土曜日）

利用料金：700円／時間（上記時間以外は800円）

ファミリー・サポート・センター利用者

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	42	70	102	145	77

令和6年度は1月末

【推進方策】

協力会員の増加を図り、依頼会員となる利用者への事業の周知を図りながら、引き続き実施します。

伊那地域定住自立圏の枠組で、協力会員の募集、スキルアップ講座等を実施していきます。

依頼会員・・・子育ての支援をしてほしい方で、村内に在住しおおむね生後3か月から12歳までのお子さんを育てている方

協力会員・・・子育ての支援をくださる満20歳以上の方で、心身ともに健康な方
性別及び資格の有無は問いませんが、原則として自宅で支援
活動を行うことができる方で、村が行うファミリーサポーター
養成講座を修了した方

両方会員・・・依頼会員、協力会員を兼ねる方

子育ての支援をしてほしい方で、お子さんを預かることもできる方ですが、ファミリーサポーター養成講座を修了した方

《利用可能なとき》

- ・ 保育園や幼稚園、学校等の時間外や休みのとき
- ・ 保育園や幼稚園等の送り迎え
- ・ 冠婚葬祭、保護者の病気、PTA行事、社会的活動等へ参加するとき
- ・ このほか子育てに関する支援が必要なとき

※原則として、宿泊での預かり、病児・病後児の預かりは行いません。

量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	40	40	40	40	40
確保の内容	40	40	40	40	40
過不足	0	0	0	0	0

(12) 妊婦健康診査事業

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦の健康診査として、①健康状態の把握 ②検査計測 ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査を実施する事業

【現状】

妊婦の健康管理と、疾病の異常の早期発見のため、母子健康手帳交付時に妊婦健診の受診勧奨、医療機関等で使用できる受診票（補助券）の交付を行っています。一人につき14回の健診費用を公費負担しており、ほとんどの方が利用しています。

また、健診の結果、必要な妊婦には個別相談・訪問を行っています。

妊婦健康診査受診者

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	1,863	1,626	1,893	1,730	1,168

令和6年度は1月末

【推進方策】

妊婦の健康管理と異常の早期発見のため、引き続き受診票（補助券）の交付を行い、受診を推奨します。また、健診の結果に基づき、必要な妊婦への個別訪問、個別相談を引き続き行います。

量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
確保の内容	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
過不足	0	0	0	0	0

(13) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）（令和8年度から）

【概要】

保育園及びすくすくはうす等において、3歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談等実施し、子育てについての助言その他の援助を行う。

○利用対象者

生後6か月から3歳未満の未就園児

【推進方策】

すくすくはうす又はこども館で事業実施ができるよう子育てアドバイザーや保育士の配置を行い、必要に応じて施設の整備を検討します。

量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	45	45	45	45
確保の内容	0	45	45	45	45
過不足	0	0	0	0	0

(14) 産後ケア事業（令和7年度拡充）

【概要】

母子保健法第17条の2第2項に基づき、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として実施する事業

【現状】

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子に対し、村が適当と認める医療機関等に委託して事業を行っています。

事業の種類は、宿泊型、通所型、居宅訪問型とあり、個人のニーズに合わせ、母子に対し心身のケアや育児のサポートなどを行います。

令和5年度には3人が利用しました。

【推進方策】

母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、切れ目なく母子とその家族が健やかに安心して育児ができるよう支援をしていきます。

量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100	100	100	100	100
確保の内容	100	100	100	100	100
過不足	0	0	0	0	0

第5章 子育てを支援する生活環境の整備

こどもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

5-1 こども館

【現 状】

南箕輪村こども館は、平成29年7月に開館し、子育て支援拠点施設の役割を担っています。また、令和6年4月からは、すべての妊産婦とこども及びその保護者を支援するため、南箕輪村こども家庭センターとしての機能も有しています。

【課 題】

放課後児童クラブとしての機能が果たされていますが、こども家庭センターとして、0歳から18歳までのこどもとその保護者等が相談できる施設としての役割が期待されていますが、その機能は十分に発揮できてはいません。

【推進方策】

こども家庭センターとしての機能を充実されるため、妊産婦や乳幼児の健診等ができる機能を有する施設となるよう整備する必要があります。

また、放課後児童クラブのこどもだけでなく、多くの村民の憩いの場となるよう、遊具を備えた公園を整備し、施設運営することが必要となります。

5-2 保育園

【現 状】

園児数の増加に伴い各保育園の増改築を進めてきましたが、近年は減少傾向にあり既存施設の増改築等の必要はなくなりつつあります。しかし、建築からの経年劣化が進んでいる施設の維持管理や長寿命化対策が必要な状況です。

【課 題】

今後、継続した施設の維持管理や長寿命化に係る整備が必要となっています。

また、未満児の増加に伴う施設の整備が必要となっています。特に新型コロナウイルス感染症を契機とした感染予防の意識向上について、保育園でも感染リスクの高い未満児の各種感染症対策を行う必要があります。

【推進方策】

未満児の感染症対策を行うため、手洗い等衛生面における施設の充実を図る必要があります。

また、未満児の受け入れ態勢の充実を図るため、新たな保育園の整備についても検討の必要性があります。

5-3 公園整備

1 大芝公園施設の整備充実

【現 状】

大芝公園には、野球場、陸上競技場、屋内運動場等多くのスポーツ施設やオートキャンプ場、温泉施設「大芝の湯」、平地林を活用し休養の場としての「みんなの森」、多目的広場等の施設が整備されています。

【課 題】

公園内に設置している遊具やアスレチック施設の老朽化が進んでおり、整備が必要な状況になっています。

【推進方策】

村民をはじめ、広域的な憩いとふれあい、健康づくりの場としての役割を果たしている大芝高原について、各種施設の整備を図る等更なる充実に努めます。

2 児童公園等の整備

【現 状】

地区等で整備した公園も含め、現在 18 か所の公園が住民同士の憩いの場として整備されています。

種 類	名 称	種 類	名 称
都市公園	田畑児童公園	児童遊園	南殿親水公園
〃	神子柴公園	〃	南殿児童公園
〃	大泉公園	〃	南殿ふれあい広場
〃	大芝公園	〃	田畑交通公園
児童遊園	久保公園	〃	沢尻児童公園
〃	児童遊園地（中込）	〃	南原公園
〃	中込区遊園地	〃	唐松公園
〃	塩ノ井公園	〃	大芝ふれあい広場
〃	北殿駅前公園	〃	北原ふれあい広場

【課 題】

大芝公園以外の公園維持管理は各区になります。古い施設が多く、遊具の修理・撤去が必要なものもあります。

【推進方策】

新たな公園の整備については、地元要望があり必要と認められた場合、整備していきます。また、村内すべての公園において、遊具の点検を実施し、点検結果に基づき修繕を進めていきます。特に遊具のない南原公園には、新たに設置する必要があります。

第6章 計画の推進体制

1 関係機関との連携

南箕輪村は、本計画を推進していくために、全庁的な調整のうえ、施策・事業の総合的・計画的な推進をしていきます。

また、県、教育・保育施設事業者との連携及び協働体制の構築・強化を図り、子どもとその保護者を中心に据えた施策展開をしてきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

計画に基づく施策を推進するために、計画の達成状況を庁内で点検し、必要に応じて子ども・子育て審議会の意見を聴きながら、事業計画の見直しも行います。この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

南箕輪村子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

編集・発行／南箕輪村役場 こども課